

第二條 市町村長は、内地人の内地（昭和二十一年可

法省令第四十七號昭和二十年勅令第五百四十二號ポ

ツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基

く出生及び死亡の届出等に關する件第一條に掲げ

地域を除く。以下同じ。）における出生及び死亡に

つき、戸籍法による届出（死亡については、官廳又は

公署の報告を含む。以下同じ。）を受けたときは（他

の市町村長が受理した届書を戸籍簿記載のため送付

して来た場合を除く。）、一箇月分を集計して、別記

様式による人口動態統計月報を作成して、翌月十日

までに府縣知事に送付しなければならない。

市町村長から府縣知事へ人口動態統計月報を送付

する場合は、府縣支廳又は地方事務所を經由しない

で、直接府縣知事に送付しなければならない。

第一項の人口動態統計月報の用紙は、内閣統計局

で調製して市町村長に交付する。

第三條 市町村長は、人口動態統計月報を作成するた

めの補助表として、人口動態統計日計表を用ひ、毎

日第二條第一項の規定によつて統計しなければなら

ない届出を調査法によつて記入し、毎月末日に各欄

の數を加算してその合計を求め、これを人口動態統

計月報の該當欄に記入しなければならない。

第四條 死産については、市町村長は、埋火葬認許證

申請書により、前二條の規定に準じて人口動態統計

月報を作成し、これを府縣知事に送付しなければな

らない。

第五條 婚姻及び離婚については、その届書を受理し

を府縣知事に送付しなければならない。

第六條 府縣知事は、市町村長から人口動態統計月報

の送付を受けたときは、これを検査して記入洩れ、

計算誤り等があればこれを當該市町村長に訊ねて訂

正した上、報告した市町村長を記した送状を添へ

て、調査月の翌月二十日までに内閣統計局に送付し

なければならない。

第七條 離島その他の地域で交通不便等のため第二條

及び前條の期限までに人口動態統計月報の送付が困

難なものについては、内閣統計局長は、地域を限つ

て別に期限を定めることができる。

第八條 この閣令では、市町村には、東京都、京都

市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市の區を、

市町村長には、東京都、京都市、大阪市、横濱市、

名古屋市及び神戸市の區の區長を、府縣知事には、

東京都長官及び北海道廳長官を、府縣支廳には、東

京都支廳及び北海道廳支廳を含む。

附則

この閣令は、昭和二十一年七月分から、これを適

用する。

人口動態調査令施行細則の一部

改正

今般人口動態調査令施行細則は次の如く改正され

た。

人口動態調査令施行細則の一部改正

（昭和二十二年一月三十一日）

（閣令第五五號）

は、人口動態調査票を、その日のうちに作成し、そ

の記入事項を検査し、誤りは直ちにこれを訂正しな

ければならない。

第三條 市町村長は、次の各號によつて人口動態調査

票を取りまとめなければならない。

一 毎月一日から十四日までに届け出られた出生、

死亡、死産、婚姻及び離婚について作成した人口

動態調査票の中から、前月中に事實の發生した分

を取り分けること

二 毎月一日から末日までの前號以外の人口動態調

査票の一箇月分を取りまとめること

三 前號の人口動態調査票の一箇月分と第一號の規

定により取り分けられた人口動態調査票の翌月分

とを取りまとめること

四 前號の手續を終へたときは、出生票、死亡票、

死産票、結婚票及び離婚票ごとに枚數を検査し、

帶紙を以て一括し、さらに各種の人口動態調査票

の全部を一括すること

前項第二號に規定する毎月一日から末日までの一

箇月を人口動態調査票の調査月と稱する。

組合市町村では、一市町村ごとに人口動態調査票

を別括にしなければならない。

第四條 市町村長は、前條の手續を終へたときは、人

口動態調査票市町村送致目録を作成して、人口動態

調査票の括にこれを添附し、人口動態調査票の調査

月の翌月十五日に、必ず府縣知事に向けて送り出さ

なければならない。

第七條中「調査月」を「人口動態調査票の調査月」に改

める。

第十二條中「調査月」を「人口動態統計月報の調査月」

に改める。

第十九條に左の一項を加える。

第四條第一項の人口動態調査票の送付の期限は、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市においては、區長がその市長に送付する期限とし、市長は、これを取りまとめて、二十日までに府縣知事に送付しなければならない。

別表第一號様式から第五號様式までの中次のように改める。

一 第一號様式人口動態調査出生票

(3)母の住所欄中「その住所に引続き住んでゐる期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐる期間」に改める。

二 第二號様式人口動態調査死亡票

(3)死亡當時の住所欄中「その住所に引続き住んでゐた期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐた期間」に改める。

三 第三號様式人口動態調査死産票

(3)母の住所欄中「その住所に引続き住んでゐる期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐる期間」に改める。

四 第四號様式人口動態調査結婚票

(4)結婚直前の住所欄中「その住所に引続き住んでゐた期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐた期間」に改める。

五 第五號様式人口動態調査離婚票

(3)離婚當時の住所欄中「その住所に引続き住んでゐた期間」を「その住所所在の市區町村に引続き住んでゐた期間」に改める。

別表第六號様式を次のように改める。

昭和 年 月 日作成										捺印
第六號様式 人口動態統計										市 區 町 村 長 氏 名
都道府縣 郡市 區町村					都道府縣 郡市 區町村					
出生兒數(昭和 年 月中ノ届出)					死産胎數(昭和 年 月中ノ届出)					
總數	男	女			總數	男	女	男女不詳		
人	人	人			胎	胎	胎	胎		
切り取ラスコト					切り取ラスコト					
都道府縣 郡市 區町村					都道府縣 郡市 區町村					
死亡者數(昭和 年 月中ノ届出)					婚姻・離婚件數(昭和 年 月中ノ届出)					
年齡別	總數	男	女			婚姻件數		離婚件數		
滿一歲未滿	人	人	人			件		件		
其ノ他										
計										
備考 都道府縣廳へ送付ノ際、點線ニ沿ツテ四ツ折ニシテ更ニ縦長ニ二ツ折ニスル以上ニ小サク折リ疊マヌコト										